

# 資料編

## 1. 双葉町復興町民委員会設置要綱

### (設置)

第1条 東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故からの復興に向け、双葉町復興まちづくり計画（以下「復興計画」という。）及び同計画に書かれた施策の推進に係る計画（以下「事業計画」という。）の案の作成に係る意見等を求めるため、双葉町復興町民委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

- 第2条 委員会は、双葉町復興まちづくり計画推進会議からの求めに応じ、次に掲げる事項について検討を行うものとする。
- (1) 町民の生活再建の実現に向けた取組に関すること。
  - (2) 町民のきずなの維持・発展に向けた取組に関すること。
  - (3) 町の復興・再興に向けた取組に関すること。
  - (4) その他復興計画の案の作成及びその推進並びに事業計画の案の作成に必要なこと。
- 2 委員会は、双葉町復興まちづくり計画推進会議の諮問に応じ、復興計画又は事業計画の案について審議を行い、意見又は見解を報告するものとする。
- 3 委員会は、双葉町復興まちづくり計画推進会議と連携し、復興計画及び事業計画の進捗管理を行うものとする。

### (委員)

- 第3条 委員会の委員は、町民及び復興施策について識見を有する者の中から、町長が委嘱する。
- 2 委員の任期は、委嘱の日から所掌事項に関する提言が完了する日までとし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
  - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

### (意見の聴取等)

- 第6条 委員会に、復興計画に対する助言又は意見を聞くためアドバイザーをおくことができる。
- 2 委員会は必要に応じて町民等に意見を聞くことができる。
  - 3 委員長は、国の行政機関及び福島県その他の関係自治体の職員をオブザーバーとして出席させることができる。

## （部会）

第7条 第2条に掲げる事項について検討するため、委員会に「人の復興部会」と「町の復興部会」を置く。

- 2 部会は、委員会の委員により構成されるものとする。
- 3 第3条から第6条の規定は、部会に準用する。この場合において、「委員会」とあるのは「部会」、「委員」とあるのは「部会員」、「委員長」とあるのは「部会長」、「副委員長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。
- 4 部会長又は副部会長は、委員長、副委員長又は分科会長と兼ねることができない。
- 5 部会長は、検討状況を随時委員会に報告し、また、検討が終了したときは、その結果を委員会に報告するものとする。

## （分科会）

第8条 部会は、必要に応じて分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、帰属する部会の部会員により構成されるものとする。
- 3 分科会の運営及び検討方法に関し必要な事項は、部会に準ずる。
- 4 分科会長は、分科会での検討が終了したときは、その結果を帰属する部会に報告するものとする。

## （庶務）

第9条 委員会、部会及び分科会（以下「委員会等」という。）の庶務は、関係課の協力を得て復興推進課において処理する。

## （補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会等の運営及び検討方法に関し必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成28年6月1日から施行する。
- 2 双葉町復興町民委員会設置要綱（平成27年7月1日双葉町要綱第14号）は、廃止する。

## 2. 双葉町復興町民委員会委員名簿（部会員名簿）

### （1）町民委員

		区 分	氏 名	備 考
町 の 復 興 部 会	1	双葉町商工会長	田中清一郎	委員長
	2	双葉町商工会副会長	伊藤哲雄	部会長
	3	農業者	木幡敏郎	副部会長
	4	双葉町議会議員	白岩寿夫	
	5	双葉町商工会理事工業部会部会長	横山久勝	
	6	双葉町商工会理事	真柄正洋	
	7	双葉町商工会事務局長	高野利彦	
	8	双葉町観光協会事務局	相樂比呂紀	
	9	商工業者	坂本新一	
	10	双葉町農業委員会会長	藤田博司	
	11	JA福島さくら双葉地区本部長理事	木幡治	
	12	農業者	小川貴永	
	13	双葉町認定農業者協議会会長	澤上榮	
	14	行政区長会長 / 寺松行政区長	石田翼	
	15	下条行政区長	作本信一	
	16	長塚一行政区長	木幡智清	
	17	長塚二行政区長	原中良博	
	18	両竹行政区長	齊藤六郎	
	19	浜野行政区長	菅本洋	





		区 分	氏 名	備 考
人 の 復 興 部 会	20	教 育 関 係 町 民 有 識 者	岡 村 隆 夫	副委員長
	21	双 葉 町 社 会 福 祉 協 議 会 会 長	高 野 泉	部会長
	22	県南双樹会長/自治会連絡協議会会長	舘 林 孝 男	副部会長
	23	双 葉 町 議 会 議 員	羽 山 君 子	
	24	双葉町民生児童委員協議会会長	新 工 澄 子	
	25	ふ た ば 福 祉 会 施 設 長	岩 元 善 一	
	26	双 葉 町 教 育 委 員	山 本 眞 理 子	
	27	県 中 地 区 自 治 会 会 長	伊 藤 吉 夫	
	28	県 北 ふ た ば 会 副 会 長	高 野 光 夫	
	29	行政区長会副会長/細谷行政区長	大 橋 庸 一	
	30	双葉町老人クラブ連合会会長	玉 野 憲 一	
	31	双 葉 町 婦 人 会 副 会 長	梅 田 壽 嘉	
	32	夢 ふ た ば 人 会 会 長	中 谷 祥 久	
	33	双 葉 町 復 興 支 援 員	山 根 光 保 子	
	34	双 葉 町 体 育 協 会 副 会 長	石 川 榮 次	
35	標葉せんだん太鼓保存会副会長	今 泉 春 雄		

## (2) アドバイザー

	氏 名	所属機関の名称・役職名
1	間 野 博	県立広島大学名誉教授 福島大学うつくしまふくしま未来支援センター特任教授

### 3. 双葉町復興まちづくり計画（第二次）有識者 委員名簿

	氏 名	所 属	専門分野等	備考
1	間 野 博	県立広島大学名誉教授 福島大学うつくしまふくしま未来支援 センター特任教授	都 市 計 画	議長
2	難 波 謙 二	福島大学 共生システム理工学類 教授 環境放射能研究所 所長	環 境 微 生 物 学 社 会 地 質 学	
3	川 崎 興 太	福島大学 共生システム理工学類 環境システムマネジメント専攻 准教授	都 市 計 画 ま ち づ くり	
4	丹 波 史 紀	福島大学 行政政策学類 地域と行政専攻 准教授	社 会 福 祉 理 論 公 的 扶 助 論	
5	市 岡 綾 子	日本大学 工学部 建築学科 住環境計画研究室 専任講師	都 市 計 画 建 築 計 画 地 域 研 究	

#### コラム

#### 有識者会議

○専門的なご提案をいただくため、上記5名による有識者会議を4回開催しました。

○町だけでは判断の難しい専門的な課題についてご議論いただきました。



## 4. 双葉町復興まちづくり計画（第二次）策定に関する意見書

### 双葉町復興まちづくり計画（第二次）策定に関する 意見書

双葉町復興町民委員会には、本委員会に加え、「町民の生活再建の実現に向けた取組に関すること」、「町民のきすなの維持・発展に向けた取組に関すること」、「町の復興・再興に向けた取組に関すること」、「双葉町への帰還に向けた取組方針」などについて議論を行うため、「人の復興部会」と「町の復興部会」を設置の上、それぞれ3回開催し、熱心な議論を行ってまいりました。

そして、本日、町から示されました「双葉町復興まちづくり計画（第二次）案」についても、委員各位から、様々なご意見をいただいたところであります。

今後、本日の委員会で新たに出された意見を含め、委員会・部会からの意見等を踏まえて町で計画を再精査し、「双葉町復興まちづくり計画（第二次）」を早期に策定するとともに、双葉町復興に向け、計画に盛り込まれた内容の早期実現をめざし、強い意気込みを持って取組みを進めていただきますよう、お願いいたします。

また、本計画の策定後も町民参画の仕組みを継続し、取組みの進捗管理と効果検証を行う等、引き続き、町民との協働のもとで課題解決に取り組んでいただきますよう、お願いいたします。



平成 28 年 12 月 1 日  
双葉町復興町民委員会



## 双葉町復興まちづくり計画（第二次）

発行年月：平成28年12月

双葉町 復興推進課

〒974-8212

福島県いわき市東田町二丁目19-4

電話：0246-84-5200(代表) FAX：0246-84-5212



ずっと、ふるさと。  
双葉町。

